

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章 総則（第一条―<u>第三条</u>の二）</p> <p>第二章 保育士（第四条―第二十一条）</p> <p>第三章 福祉の保障（第二十二条―第三十四条）</p> <p>第四章 養育里親及び児童福祉施設（第三十五条―第三十八条）</p> <p>第五章 費用（第三十九条―第四十四条の二）</p> <p>第六章 審査請求（第四十四条の三―第四十四条の八）</p> <p>第七章 雑則（第四十五条―第四十七条）</p> <p>附則</p> <p>（削除）</p> <p><u>第二条</u>（略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章 総則（第一条―<u>第三条</u>）</p> <p>第二章 保育士（第四条―第二十一条）</p> <p>第三章 福祉の保障（第二十二条―第三十四条）</p> <p>第四章 養育里親及び児童福祉施設（第三十五条―第三十八条）</p> <p>第五章 費用（第三十九条―第四十四条の二）</p> <p>第六章 審査請求（第四十四条の三―第四十四条の八）</p> <p>第七章 雑則（第四十五条―第四十七条）</p> <p>附則</p> <p><u>第二条</u> 法第十三条第一項の規定により置かれる児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）の担当区域は、法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮し、人口おおむね四万から七万までを標準として定めるものとする。</p> <p><u>第三条</u>（略）</p>

第三条 法第十三条第一項の規定により置かれる児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）の担当区域は、法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮し、人口おおむね四万から七万までを標準として定めるものとする。

（新設）

第三条の二 法第十三条第二項第一号の施設又は講習会（以下この条及び第四十五条の三において「指定児童福祉司養成施設等」という。）の指定は、厚生労働省令で定める基準に適合する施設又は講習会について行うものとする。

（新設）

② 指定児童福祉司養成施設等の指定を受けようとする施設の設置者又は講習会の実施者（以下この条において「設置者等」という。）は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書を、当該施設の所在地又は講習会の開催地（以下この条において「所在地等」という。）の都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、設置者等が法人（地方公共団体を除く。）であるときは、申請書に定款、寄付行為その他の規約を添えなければならない。

③ 指定児童福祉司養成施設等の設置者等は、前項の申請書の記載事項（厚生労働省令で定めるものに限る。）を変更しようとするときは、当該指定児童福祉司養成施設等の所在地等の都道府県知事に申請し、その承認を得なければならない。

④ 指定児童福祉司養成施設等の設置者等は、第二項の申請書の記載事項（前項の厚生労働省令で定めるもの以外のものであつて厚生労働省令で定めるものに限る。）に変更が生じたときは、変更のあつた日から起算

して一月以内に、当該指定児童福祉司養成施設等の所在地等の都道府県知事に届け出なければならない。

⑤ 法第十三条第二項第一号の指定を受けた施設の長は、毎学年開始後二月以内に、厚生労働省令で定める事項を、当該施設の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

⑥ 法第十三条第二項第一号の指定を受けた講習会の実施者は、当該講習会の実施後一月以内に、厚生労働省令で定める事項を、当該講習会の開催地の都道府県知事に報告しなければならない。

⑦ 都道府県知事は、法及びこの政令の施行に必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定児童福祉司養成施設等の長に対し、教育方法、設備その他の事項に関し報告を求め、若しくは指導をし、又は当該職員に、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

⑧ 前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

⑨ 第七項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

⑩ 都道府県知事は、指定児童福祉司養成施設等につき、第一項の規定に基づき厚生労働省令で定める基準に該当しなくなつたと認めるとき、若しくは第七項の規定による指導に従わないとき、又は次項の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

⑪ 指定児童福祉司養成施設等の設置者等は、指定の取消しを求めようとするときは、学年の開始月又は講習会の実施月の二月前までに、厚生労働省令で定める事項を、当該施設の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

働省令で定める事項を、当該指定児童福祉司養成施設等の所在地等の都道府県知事に提出しなければならない。

第二十七条の十二 法第二十四条の十九の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	第二十一条の五の二 十五第二項第三号	(略)	(略)	法の規定中読み替える規定	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	指定障害児通所支援 事業者	障害児通所支援 所	障害児入所施設	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	施設設置者	指定障害児入所	指定障害児入所 施設	(略)	(略)	(略)	(略)

第二十七条の十二 法第二十四条の十九の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(新設)	(略)	(略)	法の規定中読み替える規定	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	施設設置者	指定障害児入所	指定障害児入所 施設	(略)	(略)	(略)	(略)

第四十五条の三 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）において、同項の規定により、児童相談所設置市が処理する事務は、法及びこの政令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（法第十一条第一項第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同条第二項の規定による助言、法第十三条第二項第一号の規定並びに**第三条の二**第二項から第七項まで、第十項及び第十一項の規定による同号に規定する施設及び講習会の指定等、法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、法第十八条の九、第十八条の十（法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七までの規定並びに第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関の指定等、法第十八条の十八から第十八条の二十までの規定及び第十六条から第二十条までの規定による保育士の登録等、法第二十一条の五の十の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、法第二十一条の五の二十第一項（法第二十四条の十四の二において準用する場合を含む。）の規定による関係者相互間の連絡調整又は援助、法第二章第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等、児童相談所設置市が行う法第三十四条の三第一項に規定する障害児通所支援事業等（第九項において「障害児通所支援事業等」という。）、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業に係る法第三十四条の五の規定による質問等及び法第三十四条の六の規定による制限又は停止の命令、児童相談所設置市が行う一時預かり事業に係る法第三十四条の十四の規定による質問等、児童

第四十五条の三 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）において、同項の規定により、児童相談所設置市が処理する事務は、法及びこの政令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（法第十一条第一項第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同条第二項の規定による助言、法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、法第十八条の九、第十八条の十（法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七までの規定並びに第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関の指定等、法第十八条の十八から第十八条の二十までの規定及び第十六条から第二十条までの規定による保育士の登録等、法第二十一条の五の十の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、法第二十一条の五の二十第一項（法第二十四条の十四の二において準用する場合を含む。）の規定による関係者相互間の連絡調整又は援助、法第二章第五節第三款（法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）及び第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等、児童相談所設置市が行う法第三十四条の三第一項に規定する障害児通所支援事業等（第九項において「障害児通所支援事業等」という。）、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業に係る法第三十四条の五の規定による質問等及び法第三十四条の六の規定による制限又は停止の命令、児童相談所設置市が行う一時預かり事業に係る法第三十四条の十四の規定による質問等、児童相談所設置市が行う家庭的保育事業に係る法第三十四条の十七の規定に

相談所設置市が行う家庭的保育事業に係る法第三十四条の十七の規定による質問等、児童相談所設置市が設置する児童福祉施設に係る法第四十六条の規定による質問等及び第三十八条の規定による検査、法第五十六条の五の五第一項に規定する審査請求に対する裁決、法第五十六条の七の規定による支援、法第五十七条の二第一項に規定する障害児通所給付費等の支給に係る法第五十七条の三の三の規定による質問等並びに法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。）とする。

この場合においては、第四項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、法及びこの政令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、児童相談所設置市に関する規定として児童相談所設置市に適用があるものとする。

②～⑦（略）

⑧ 第一項及び第二項の場合においては、法第十二条第二項中「前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）及び同項第二号ロ」とあるのは「前条第一項第二号ロ」と、法第十三条第四項中「職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。」とあるのは「職務を行う。」と、法第十八条第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、法第二十一条の五の二十五第二項第二号中「という。」とあるのは「という。」又は第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）と「指定都市の長」とあるのは「指定都市の長又は児童相談所設置市の市長」と、同条第三項中「又は指定都市の長」とあるのは「指定都市

による質問等、児童相談所設置市が設置する児童福祉施設に係る法第四十六条の規定による質問等及び第三十八条の規定による検査、法第五十六条の五の五第一項に規定する審査請求に対する裁決、法第五十六条の七の規定による支援、法第五十七条の二第一項に規定する障害児通所給付費等の支給に係る法第五十七条の三の三の規定による質問等並びに法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。）とする。

この場合においては、第四項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、法及びこの政令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、児童相談所設置市に関する規定として児童相談所設置市に適用があるものとする。

②～⑦（略）

⑧ 第一項及び第二項の場合においては、法第十二条第二項中「前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）及び同項第二号ロ」とあるのは「前条第一項第二号ロ」と、法第十三条第四項中「職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。」とあるのは「職務を行う。」と、法第十八条第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、法第二十四条の四第一項第二号中「都道府県以外の都道府県の区域内」とあるのは「児童相談所設置市の区域以外の区域」と、法第三十条第一項及び第二項中「市町村長を経て、都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、法第三十条の三第二項から第四項まで及び第三十四条の四中「及び都道府県」

の長又は児童相談所設置市の市長」と、法第二十一条の五の二十六第二項から第四項まで及び第二十一条の五の二十七第五項中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、法第二十四条の四第一項第二号中「都道府県以外の都道府県の区域内」とあるのは「児童相談所設置市の区域以外の区域」と、法第三十条第一項及び第二項中「市町村長を経て、都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、法第三十四条の三第二項から第四項まで及び第三十四条の四中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び児童相談所設置市」と、法第三十四条の五第一項及び第三十四条の六中「小規模住居型児童養育事業を行う者」とあるのは「小規模住居型児童養育事業を行う者（都道府県を除く。）」と、法第三十五条第三項及び第六項中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、法第四十五条第一項から第三項まで並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、法第五十一条第三号中「費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用」と、同条第四号「市町村」とあるのは「都道府県及び市町村」と、第五条第二項から第五項まで及び第七項中「都道府県である」とあるのは「児童相談所設置市である」と、「その他の者」とあるのは「その他の者（児童相談所設置市を除く。）」と、「都道府県知事を」とあるのは「児童相談所設置市の市長を」と、第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と読み替えるものとする。

⑨ (略)

とあるのは「、都道府県及び児童相談所設置市」と、法第三十四条の五第一項及び第三十四条の六中「小規模住居型児童養育事業を行う者」とあるのは「小規模住居型児童養育事業を行う者（都道府県を除く。）」と、法第三十五条第三項及び第六項中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、法第四十五条第一項から第三項まで並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、法第五十一条第三号中「費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用」と、同条第四号中「市町村」とあるのは「都道府県及び市町村」と、第五条第二項から第五項まで及び第七項中「都道府県である」とあるのは「児童相談所設置市である」と、「その他の者」とあるのは「その他の者（児童相談所設置市を除く。）」と、「都道府県知事を」とあるのは「児童相談所設置市の市長を」と、第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と読み替えるものとする。

⑨ (略)